

## ○大雪消防組合通信規程

〔平成26年4月1日〕  
訓令第9号

改正 平成27年3月20日訓令第1号

大雪消防組合通信規程（平成2年大雪消防組合訓令第5号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 消防通信の原則（第3条～第9条）
- 第3章 災害通報の受報及び出動指令（第10条～第11条）
- 第4章 無線局（第12条～第18条）
- 第5章 防災行政無線の運用（第19条）
- 第6章 維持管理（第20条～第22条）
- 第7章 消防団無線運用（第23条）
- 第8章 雑則（第24条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この規程は、法令、条例その他別に定めるもののほか、大雪消防組合の通信施設及び通信機器の適正かつ効果的な運用及び保守管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この規程の用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1） 通信施設とは、消防本部、美瑛消防署、東消防署、当麻消防署、比布消防署、愛別消防署及び電波の不感地帯対策の施設（以下「署所」という。）に設置する通信装置及び各構成町に設置する防災行政無線の装置をいう。
- （2） 通信指令施設とは、署所において、火災、救急、救助その他災害（以下「災害」という。）の受報、情報の収集、伝達及び出動に係る有線又は無線による指令業務（以下「指令業務」という。）を行う施設をいう。
- （3） 消防通信とは、次に掲げる通信をいう。
  - ア 災害通報 署所の通信指令施設に通報される119番及び他の消防本部から電話転送される災害通報（以下「消防通報電話」という。）並びに一般加入電話通報その他通報に関する通信
  - イ 指令 災害通報により、消防部隊の出動及び活動に関する命令等を行う通信
  - ウ 現場速報 災害活動に従事する消防部隊（以下「消防部隊」という。）から通信指令施設へ通報される通信

## 第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

エ 要請通信 消防部隊からの現場速報により、消防態勢の増強要請及び警察、電力、ガス事業者その他関係機関（以下「関係機関」という。）の災害対処の要請に関する通信

オ 支援情報通信 消防部隊の災害活動に必要な支援情報を収集し伝達する通信

カ 業務通報 関係機関に対する災害情報の通報に関する通信

キ 消防情報通報 各関係行政機関に対する災害の状況、活動内容その他必要な情報の通報に関する通信

ク 通常通信 災害以外の消防業務に関する通信

(4) 無線局とは、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第2条第5号で定める無線局で別表第1に掲げるものをいう。

(5) 通信勤務者（以下「通信員」という。）とは、通信施設を操作し、消防通信の業務に従事する職員をいう。

(6) 無線統制とは、無線通信の混信等を防止するため、通信の制限を行うことをいう。

(7) 消防部隊とは、災害に対処する機械器具を装備した、消防職員及び消防団員（以下「職団員」という。）により編成した部隊をいう。

### 第2章 消防通信の原則

（時刻の表示）

**第3条** 消防通信に使用する時刻の表示は、24時間制により行うものとする。

（通信順位）

**第4条** 消防通信の優先順位は、災害に係る緊急かつ重要な通信を優先し、原則として次に掲げる順位とする。

- (1) 災害通報
- (2) 指令
- (3) 現場速報
- (4) 要請通信
- (5) 支援情報通信
- (6) 業務通報
- (7) 消防情報通報
- (8) 通常通信

（通信員の配置）

**第5条** 通信員は、1人以上を配置するものとし、災害等の状況により必要に応じて増員し、指令業務を行う。

2 通信員の勤務時間は、署所で割り振るものとする。

（通信員の勤務交代）

**第6条** 通信員の勤務交代は、次により行わなければならない。

- (1) 上番及び下番の通信員は、所定の場所で勤務の引き継ぎを行う。
- (2) 前項の引き継ぎの際、通信施設の点検及び整理整頓を行う。

## 第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

(3) 下番者は、必要に応じて勤務中に取り扱った事務を記録し、消防署長（以下「署長」という。）に報告する。

（通信員の遵守事項）

**第7条** 通信員は、通信施設に精通し、常に冷静な判断と迅速適確な操作により、通信機能の活用に努めるとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 通信施設を消防活動及びその他消防業務以外の用に供してはならない。
- (2) 業務中に知り得た情報及び秘密を漏らしてはならない。
- (3) 通信は、簡素明瞭を旨とし、暴言及び冗談等を交えてはならない。
- (4) 通信内容に自己判断による注釈を加え、又はその内容を独断で処理してはならない。
- (5) 止むを得ない事情により定位置を離れるときは、代務者を置かなければならない。

2 通信員は、消防部隊からの現場速報に基づき災害等の概要を的確に把握しなければならない。

（無線従事者）

**第8条** 基地局に法第40条に定める資格を有する無線従事者（以下「無線資格者」という。）を配置しなければならない。

（災害通報の受報）

**第9条** 災害通報を受報するときは、発生場所、対象物名、目標物、災害等の状況その他必要事項を迅速確実に聴取しなければならない。

### 第3章 災害通報の受報及び出動指令

（出動指令）

**第10条** 通信員は、災害通報を受報したときは、別表第2の出動指令要領に基づき出動を指令し、署長（署長が不在のときは、在庁者の最上席者とする。以下同じ。）に報告しなければならない。

2 災害の規模及び状況により職団員を招集する場合は、署長の指示によるものとし、招集の区分及び方法は大雪消防組合警防規程（平成26年大雪消防組合訓令第7号）第33条及び第34条の規定によるものとする。

（情報の伝達）

**第11条** 通信員は、災害に関する情報を聴取したときは、必要に応じて署所及び関係機関へ当該情報を通報するものとする。

### 第4章 無線局

（無線局の設置）

**第12条** 無線局の名称及び設置場所は、別表第3のとおりとする。

2 署所に移動局の卓上型の無線局を設置した場合は、可搬型空中線を使用するものとし、無線局を固定してはならない。ただし、非常時で基地局の無線局が使用できない場合は、固定型の外部空中線を使用することができる。

（使用電波の周波数）

**第13条** 無線局に使用する電波の周波数は、別表第4のとおりとする。

（無線局の運用）

**第14条** 無線局の運用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無線局は、消防通信の目的、通信相手又はその範囲を超えて運用してはならない。
- (2) 無線局は、常に最良の状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめてから通信しなければならない。

（無線局の開局及び閉局）

**第15条** 基地局は、常時開局しておかなければならない。

2 陸上移動局（以下「移動局」という。）で車載型の無線局は、出動するときには開局し、帰署したときには閉局する。

3 移動局で可搬型の無線局及び携帯型の無線局は、必要に応じ開局し、閉局する。

（通信状況の監視、聴取及び即応の義務）

**第16条** 基地局は、常に移動局の通信状況を監視し、適正な無線運用を行わなければならない。

2 開局中の無線局は、常に通信状況を聴取し、呼び出しに即応しなければならない。

（無線統制及び解除）

**第17条** 無線統制及び解除は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基地局は、所属の無線局の通信状況により必要と認めるときに交信を制限し、運用に支障をきたさないよう無線統制を行わなければならない。
- (2) 最高現場指揮者は、災害通信の状況により必要と認めるときは、無線統制を行うことができる。
- (3) 基地局及び最高現場指揮者は、通信状況並びに災害状況の推移により、無線統制の必要がなくなったと認めるときは、速やかに無線統制を解除しなければならない。

（無線局の通信方法）

**第18条** 無線局の通信方法は、無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無線局の通信方法は、別表第5のとおりとする。
- (2) 無線局の試験電波の発射方法は、別表第6のとおりとする。
- (3) 無線局の感度及び明瞭度は、別表第7のとおりとする。

#### 第5章 防災行政無線の運用

（防災行政無線の運用）

**第19条** 各構成町が保有する防災行政無線を使用し、サイレンの吹鳴、情報の提供及び職団員の招集をする場合は、次により行わなければならない。

- (1) 防災行政無線を使用する署所は、当該構成町と協定書等を締結すること。
- (2) 各構成町の条例その他別に定めるものの規定によること。

#### 第6章 維持管理等

（移動局の試験）

**第20条** 移動局の試験通信は、次により実施しなければならない。

## 第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

- (1) 車載型の無線局は、大雪消防組合職員の服務に関する規程（昭和48年訓令第4号。以下「服務規程」という。）第23条に定める運行前点検時に実施しなければならない。ただし、消防団の車載型の無線局は、随時に行う消防車両の点検時とすることができる。
- (2) 消防車両等に積載の携帯型の無線局は、服務規程第23条に定める週点検時に実施しなければならない。ただし、消防団の消防車両に積載した携帯型の無線局は、随時に行う消防車両の点検時とすることができる。
- (3) 前各号に規定する移動局以外の移動局は、月1回以上実施しなければならない。  
（保守管理）

**第21条** 通信施設は、次により保守管理するものとする。

- (1) 無線局は、毎月1回基地局無線設備点検票（別記様式第1号）及び陸上移動局無線設備点検票（別記様式第2号）により点検を実施する。
  - (2) 防災行政無線は、構成町が行う保守点検のほか定時サイレン吹鳴試験及び職団員の招集試験放送により点検を実施する。
  - (3) 消防通報電話のうち固定電話は、電話会社が行う定時試験によるものとする。ただし、電話会社が119番回線高度化を構成し、その適用を受ける署所においては定時試験を行わないことができる。
  - (4) 消防通報電話の携帯電話は、関係する消防機関への転送確認試験によるものとする。
- 2 通信施設は、必要に応じて専門業者による点検を実施するものとする。
  - 3 通信施設に異常を認めるときは、速やかに署長に状況を報告し、修理復旧に努めなければならない。  
（故障等の報告）

**第22条** 通信施設に故障が発生したときは、速やかに署長に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、施設（故障・修理）報告書（別記様式第3号）によるものとする。

### 第7章 消防団無線運用

（消防団無線運用）

**第23条** 消防団の無線局使用は、消防の任務以外に使用してはならない。

- 2 消防団の無線局使用（署活動無線を除く。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第3項の規定による場合とする。
- 3 消防団の無線局のうち署活動無線は、無線資格者の消防職員の管理下でなければこれを使用してはならない。

### 第8章 雑則

（委任）

**第24条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この規程は、公布の日から施行する。

（要綱等の廃止）

**第2条** 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

## 第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

(1) 大雪消防組合消防無線取扱要綱（昭和55年5月1日施行）

(2) 大雪消防組合消防無線取扱要領（昭和55年5月1日施行）

（経過措置）

**第3条** この規程の施行の際、当麻消防署、比布消防署及び愛別消防署の消防通信に関する業務は、消防・救急デジタル無線通信システムを整備するまでの間、上川中部消防組合通信規程（昭和61年上川中部消防組合訓令第3号）の例による。この場合において、「上川中部消防組合」とあるのは、「大雪消防組合」と読み替えるものとする。

2 この規程の施行の際、遠隔サイレンの吹鳴、緊急消防援助隊その他消防の応援等に関する消防通信は、平成28年5月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、当麻消防署、比布消防署及び愛別消防署の消防通信は、前項の規定を準用する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

別表第1（第2条関係）

無 線 局

種 別		内 容
基地局		陸上移動局と通信を行う移動しない無線局で、署所に設置するものをいう。
陸上移動局	車載型	消防車、救急車及びその他の車両に固定した陸上移動局をいう。
	卓上型	卓上型可搬無線の無線局で基地局の非常用及び災害等の現地対策本部に設置する陸上移動局をいう。
	携帯型 (署活系)	消防隊員等が携帯する陸上移動局をいう。

別表第2（第10条関係）

出 動 指 令 要 領

種 別	内 容
火 災 出 動	火災出動 ○○町○○、(付近又は建物名等)より出火 (出火種別により車両、林野、その他等の火災とする。)
救 急 出 動	救急出動 ○○町○○、(付近又は建物名等) 事故種別、負傷者数等内容
救 助 出 動	救助出動 ○○町○○ (付近又は建物名等) 事故内容、負傷者数等
警 戒 出 動	警戒出動 ○○町○○ (付近又は建物名等) 怪火、怪煙等
水 防 出 動	水防出動 ○○町○○ (付近又は建物名等) 事象内容等
危 険 排 除 出 動	危険排除出動 ○○町○○ (付近又は建物名等) 事象内容等

※ 訓練の場合は、通信事項の前に「訓練」を冠する。

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

別表第3（第12条関係）

無線局名称・設置場所

署所等	無線局の種別		無線局名称	設置場所	備考	
本部管轄	陸上移動局	さちかぜ予備車	たいせつしれい1 たいせつきゅうきゅう	美瑛町本町4丁目5番20号 "	車載型	
	陸上移動局		たいせつ1	美瑛町本町4丁目5番20号	携帯型	
美瑛消防署管轄	消	基地局	びえいしょうぼう	美瑛町本町4丁目5番20号	活動1波 活動2波 活動3波 統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波	
		通信所	"	"		
	防	陸上移動局		びえいどう1 びえいどう2	美瑛町本町4丁目5番20号 "	卓上型
		陸上移動局	魁	びえいたんく1	美瑛町本町4丁目5番20号	車載型
			水連	びえいすいそう1	"	
			水槽II	びえいすいそう2	"	
			翔雲	びえい102	"	
			高規格救急I	びえいきゅうきゅう1	"	
	高規格救急II		びえいきゅうきゅう2	"		
	署	陸上移動局		びえい1～30	美瑛町本町4丁目5番20号	携帯型
陸上移動局		びえいしょかつ1～30	美瑛町本町4丁目5番20号	署活系		
防	陸上移動局	銀嶺	びえい101	美瑛町本町4丁目5番20号	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団	
		第2分団車	びえい201	美瑛町美馬牛北1丁目		
		旭星	びえい301	美瑛町字旭北星		
		勝龍	びえい401	美瑛町字朗根内		
		第5分団車	びえい501	美瑛町字下字莫別朝日		
		白金号	びえい601	美瑛町字白金		
東消防署管轄	消	基地局	たいせつひがししょうぼう	東神楽町15号南3番地	活動1波 活動2波 活動3波 統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波	
		通信所	"	"		
	防	陸上移動局		たいせつひがしどう1	東神楽町15号南3番地	卓上型
		陸上移動局	大雪	たいせつひがしたんく1	東神楽町15号南3番地	車載型
			義経	たいせつひがしたんく2	"	
			大型水槽車	たいせつひがしすいそう1	"	
			翔龍	たいせつひがしすいそう2	"	
			高規格救急I	たいせつひがしきゅうきゅう1	"	
			高規格救急II	たいせつひがしきゅうきゅう2	"	
			指揮車	たいせつひがししき1	"	
人員搬送車	たいせつひがししき2		"			
署	積載車	たいせつひがしこうほう1	"			
	事務連絡車	たいせつひがしこうほう2	"			



第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

	陸上移動局		たいせつひがし101～110	東神楽町15号南3番地	携帯型
	陸上移動局		たいせつひがししよかつ1～30	東神楽町15号南3番地	署活系
東川消防団	陸上移動局	はやぶさ 清流斗 魁岐湧	ひがしかわ1 ひがしかわ2 ひがしかわ3 ひがしかわ4 ひがしかわ5	東川町東町2丁目1番16号 東川町北町9丁目1番6号 東川町西10号北26番地 東川町西4号北30番地 東川町東8号北1番地	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団
	陸上移動局		ひがしかわ101, 102 ひがしかわ201, 202 ひがしかわ301, 302 ひがしかわ401, 402 ひがしかわ501, 502	東川町東町2丁目1番16号 東川町北町9丁目1番6号 東川町西10号北26番地 東川町西4号北30番地 東川町東8号北1番地	署活系
東神楽消防団	陸上移動局	桜東金神東 花聖龍龍雲	ひがしかぐら1 ひがしかぐら2 ひがしかぐら3 ひがしかぐら4 ひがしかぐら5	東神楽町南1条西1丁目 東神楽町ひじり野北1条1丁目 東神楽町19号北区画外1番地 東神楽町南13号右2の2番地 東神楽町字志比内	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第3分団
	陸上移動局		ひがしかぐら101, 102 ひがしかぐら201, 202 ひがしかぐら301, 302 ひがしかぐら401, 402 ひがしかぐら501, 502	東神楽町南1条西1丁目 東神楽町ひじり野北1条1丁目 東神楽町19号北区画外1番地 東神楽町南13号右2の2番地 東神楽町字志比内	署活系
当麻消防署管轄	通信所		とうましょうぼう	当麻町3条東3丁目10番15号	活動1波 活動2波 活動3波 統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波
	陸上移動局		とうまいどう	当麻町3条東3丁目10番15号	卓上型
	陸上移動局	當鳳高規格救急車指揮トラック 龍鳳 とうますいそう とうまたんく とうまきゆうきゆう とうましき とうまゆそう	とうますいそう とうまたんく とうまきゆうきゆう とうましき とうまゆそう	当麻町3条東3丁目10番15号 " " " "	車載型
	陸上移動局		とうま11 とうま12 とうま13 とうま14	当麻町3条東3丁目10番15号 " " "	携帯型
	陸上移動局		とうましよかつ1～17	当麻町3条東3丁目10番15号	署活系
消防団	陸上移動局	天月飛飛北蟠緑 山光泉龍星龍鳳	とうまたんく1 とうま1 とうま2 とうま3 とうま4 とうま5 とうま6	当麻町3条東3丁目10番15号 " 当麻町宇園別2区 当麻町伊香牛2区 当麻町北星1区 当麻町開明2区 当麻町緑郷1区	第1分団 " 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

比布消防署管轄	消防	基地局		びっぷしょうぼう	比布町北町1丁目3番26号	活動1波 活動2波 活動3波 統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波
		通信所		〃	比布町北町1丁目3番22号	統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波
		陸上移動局		びっぷいどう	比布町北町1丁目3番22号	卓上型
	署	陸上移動局	比飛救指 竜翔急揮 車車	びっぷすいそう びっぷたんく びっぷきゆうきゆう びっぷしき	比布町北町1丁目3番26号 比布町北町1丁目3番22号 〃 〃	車載型
		陸上移動局		びっぷけいたい1～4	比布町北町1丁目3番22号	携帯型
		陸上移動局		びっぷしょかつ1～5	比布町北町1丁目3番22号	署活系
消防団	陸上移動局	北器東北 具辰車龍嶺	びっぷ1 びっぷ11 びっぷ2 びっぷ3	比布町北町1丁目3番26号 比布町北町1丁目3番22号 比布町北2線13号 比布町北9線14号	第1分団 第1分団 第2分団 第3分団	
愛別消防署管轄	消防	基地局		あいべつしょうぼう	愛別町字中央369番地	活動1波 活動3波
		通信所		あいべつしょうぼう	愛別町本町345番地1	活動1波 活動2波 活動3波 統制1波 統制2波 統制3波 主運用4波
		陸上移動局		あいべついどう	愛別町本町345番地1	卓上型
	署	陸上移動局	指揮車 救急車 資機材搬送車 速水	あいべつしき あいべつきゆうきゆう あいべつきざい あいべつすいそう	愛別町本町345番地1	車載型
		陸上移動局		あいべつけいたい1～3	愛別町本町345番地1	携帯型
		陸上移動局		あいべつしょかつ1～15	愛別町本町345番地1	署活系
消防団	陸上移動局	王水隼 飛龍龍	あいべつ1 あいべつ2 あいべつ3 あいべつ4 あいべつ5	愛別町本町345番地1 愛別町字中央72番地17 愛別町字愛山492番地5 愛別町字東町1445番地2 愛別町字協和1168番地5と6	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団	

別表第4（第13条関係）

無線局周波数

【 MHz 】

種別	用途	周波数		呼称	運用区分
		上がり	下がり		
基地局・陸上移動局	活動波	265.80625	274.80625	活動1波	指令、災害時及び一般業務のとき。 【署所基本使用周波数】 ・美瑛消防署 活動1波 ・東消防署 活動2波 ・当麻消防署 } 活動3波 ・比布消防署 } ・愛別消防署 }
		265.98125	274.98125	活動2波	
		265.31875	274.31875	活動3波	
	統制波	265.90625	274.90625	統制1波	・道外消防機関との相互応援のとき。 ・北海道防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターとの通信のとき。
		265.23125	274.23125	統制2波	
		265.53125	274.53125	統制3波	
	主運用波	265.30625	274.30625	主運用1波	【主運用4波（北海道波）】 ・道内消防機関との相互応援のとき。 ・活動波が災害等で輻輳により使用できないとき。 【北海道波以外】 ・北海道外の都府県緊急消防援助隊等との陸上移動局間の直接通信に用いる。
		265.38125	274.38125	主運用2波	
		265.45625	274.45625	主運用3波	
		265.60625	274.60625	主運用4波	
		265.68125	274.68125	主運用5波	
		265.75625	274.75625	主運用6波	
		265.83125	274.83125	主運用7波	
陸上移動局	署活系	466.4		署活1	
		466.4125		署活2	
		466.5		署活3	
		466.5125		署活4	
		466.525		署活5	
		466.5375		署活6	

別表第5（第18条関係）

通 信 方 法

項目	通信方法	留意事項								
呼出し	<p>1 普通通話呼出し</p> <p>① 自局の呼出し名称から 1回</p> <p>② 相手の呼出し名称又は識別名称 1回</p> <p>2 至急通話の呼出し</p> <p>① 至急2回</p> <p>② 自局の呼出し名称から 1回</p> <p>③ 相手の呼出し名称又は識別名称 1回</p>	<p>1 通話開始前の注意点</p> <p>通話を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないかどうかを確かめ、もし他の通信に混信をあたえるおそれがあるときは、その通信を開始してはならない。</p> <p>2 識別名称</p> <table border="1" data-bbox="898 701 1355 1189"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 701 1031 754">区 分</th> <th data-bbox="1031 701 1355 754">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="898 754 1031 902">各 局</td> <td data-bbox="1031 754 1355 902">同一通信系を構成する消防用無線電話装置の全てを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 902 1031 1050">各移動</td> <td data-bbox="1031 902 1355 1050">同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="898 1050 1031 1189">各 隊</td> <td data-bbox="1031 1050 1355 1189">同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の全てを呼出す場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 至急通話の優先取扱い</p> <p>① 至急通話の通信は、普通通話の通信中に割り込んで行うことができる。</p> <p>② 普通通話を通信中の無線局は、他の無線局が至急通話の通信を行うための呼出し、又は通信開始の要求を聴取したときは、直ちに普通通話の通信を中止するものとする。</p>	区 分	内 容	各 局	同一通信系を構成する消防用無線電話装置の全てを呼出す場合	各移動	同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合	各 隊	同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の全てを呼出す場合
区 分	内 容									
各 局	同一通信系を構成する消防用無線電話装置の全てを呼出す場合									
各移動	同一通信系を構成する移動局の全てを呼出す場合									
各 隊	同一通信系を構成する移動局のうち災害出動中の全てを呼出す場合									
再呼出し		<p>呼出しを行っても相手局の応答がないときは、その呼出しを行った無線局は、10秒以上の間隔をおいて更に2回呼出しを行わなければ</p>								

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

再呼出し		ばならない。それでもなお応答がないときは、1分以上経過した後でなければ再び呼出しを行ってはならない。ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないと認めれる場合、又は至急通話の送信を行う場合は、この限りでない。
呼出しの中止等	<p>1 混信を与える無線局の呼出し名称が判明している場合</p> <p>① 混信を与える無線局の呼出し名称 1回</p> <p>② しばらく待て 1回</p> <p>2 混信を与える無線局の呼出し名称が不明の場合</p> <p>① しばらく待て 1回</p>	自局の呼出しが他のすでに行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
応答	<p>1 統制局（通信指令室）が普通通話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>① 相手局の呼出し名称 1回</p> <p>② どうぞ又は、しばらく待て 1回</p> <p>2 統制局（通信指令室）が至急通話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>① 至急 2回</p> <p>② 相手局の呼出し名称 1回</p> <p>③ どうぞ</p> <p>3 統制局（通信指令室）以外の無線局が普通通話の呼出しに対して応答する場合</p> <p>① 自局の呼出し名称 1回</p> <p>② です 1回</p> <p>③ どうぞ又は、しばらく待て 1回</p> <p>4 統制局（通信指令室）以外の無線局が至急通話の呼出しに対して応答する場合</p>	直ちに受信できない場合は、「どうぞ」に代えて「しばらく待て」を送信する。

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

<p>応答</p>	<p>① 至急 2回 ② 自局の呼出し名称 1回 ③ です 1回 ④ どうぞ 1回</p>	
<p>不確実な呼出しに対する応答</p>	<p>① 自局の呼出し名称 1回 ② です 1回 ③ さらに 1回 ④ どうぞ 1回</p>	<p>1 自局に対する呼出しであるが呼出しを行った無線局の呼出し名称が不明である場合は応答するものとする。 2 自分局に対する呼出しであることが明らかでない呼出しを聴取したときは、それが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが判明するまで応答しないものとする。</p>
<p>通話の送信</p>	<p>① ー 通信事項 ー ② どうぞ</p>	<p>1 通話の送信の速度は、日常の会話における速度を標準とする。 2 通話の送信が20秒以上にわたるときは、至急通話の割込み等を容易にするため約20秒ごとに2～3秒間電波の発射を中止しなければならない。 3 通信の途中において相手局を1分間以上待たせる必要のあるときは原則とし、その通信を一度打ち切り、他の無線局通信の機会を与えなければならない。 4 統制局（通信指令室）は、出動指令急を要する場合は、至急2回の送信に続き通話の送信を行うことができる。 5 急を要する通話である場合は応答をまたずに呼出しに続けて通話の送信を行うことができる。この場合、指令を受け移動局の現場活動の報告及び引揚げするときの通話等も含むものである。</p>

第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

通話の送信		6 呼出しに対する応答があった場合、相手局から「しばらく待て」の送信があった場合を除き、直ちに通話の送信を行わなければならない。
通信の解信	<p>1 受信局が単数の場合</p> <p>① 了解</p> <p>2 受信局が2以上の場合</p> <p>① 自局の呼出し名称 1回</p> <p>② 了解 1回</p>	通話を受信したときは、折り返し解信を行わなければならない。
再信要求	<p>① さらに 1回</p> <p>② どうぞ 1回</p>	通話の内容が不明確な場合は、再信の要求を行うことができる。
解信の要求	<p>1 受信局が単数の場合</p> <p>① 了解か 1回</p> <p>② どうぞ 1回</p> <p>2 受信局が2以上の場合</p> <p>① 相手局の呼出し名称 1回</p> <p>② 了解か 1回</p> <p>③ どうぞ 1回</p>	通話の送信終了後約5秒以上経過しても受信側が解信しないときは、解信の要求を行うことができる。
通信の終了	<p>① 以上 1回</p> <p>② 自局の呼出し名称 1回</p>	送信の終了は、呼出しを行った無線局が送信しなければならない。

別表第6（第18条関係）

試験電波の発射方法

通 信 方 法	留 意 事 項
①（自局の呼出し名所）から各局の無線試験を行います 1回 ② ただいま試験中 1回 ③ 本日は晴天なり 数回 ④ こちらは（自局の呼出し名称） 1回 ⑤（相手局の呼出し名称）どうぞ 1回 ⑥ 了解 1回 （以下、順序に従い実施する。最後の局が終了したら） ⑦ 以上で無線試験を終了します。 以上（自局の呼出し名称） 1回	

別表第7（第18条関係）

感 度 及 び 明 瞭 度

メリット	感 明 度
1	通話があると感じられる。
2	通話が著しく途切れて内容が不明である。
3	通話が途切れ内容の判読が困難である。
4	通話が多少途切れるが内容が了解できる。
5	通話状態が良好である。



第8編 業務（大雪消防組合通信規程）

別記様式第1号（第21条関係）

基地局無線設備点検票

呼 出 名 称			
点 検 実 施 日	年 月 日		
点 検 者 氏 名	⑩		
1 業 務 書 類	項 目	点 検	
	無線局免許状		
	無線局事項書		
	工事設計書		
	無線従事者管理台帳		
	無線検査簿		
	電波法令集		
2 無 線 通 信 装 置	項 目	ランプテスト	表 示
	活 動 波 ( MHz)		
	活 動 波 ( MHz)		
	活 動 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	主運用波 ( MHz)		
3 遠 隔 制 御 器	項 目	送 信	受 信
	活 動 波 ( MHz)		
	活 動 波 ( MHz)		
	活 動 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	統 制 波 ( MHz)		
	主運用波 ( MHz)		
4 無 停 電 電 源 装 置	項 目	表 示	
	運転ランプ（正常時グリーン点灯）		
	故障ランプ（通常時消灯）		
5 蓄 電 池 設 備	項 目	表 示	
	交流受電ランプ（正常時点灯）		
	浮動充電ランプ（正常時点灯）		
6 空 中 線	故障ランプ（通常時消灯）		
	外観目視点検		

備考：点検、ランプテスト、表示、送信及び受信の欄は、正常の場合はレ印を異常がある場合は×印を記入すること。

別記様式第2号（第21条関係）

陸上移動局無線設備点検票

呼 出 名 称					
点 検 実 施 日		年 月 日			
点 検 者 氏 名		⑩			
点 検 項 目		外 観	取 付	作 動 ・ 機 能	摘 要
無 線 機 本 体					
電 源 ス イ ッ チ					
音 量 調 整 ツ マ ミ					
スケルチ調整つまみ					
チャンネル切替スイッチ					
アンテナ及びケーブル					
送 受 話 器 本 体					
表 示 ラ ン プ					
車 載 型	電 源 ケ ー ブ ル				
	車内外スピーカー				
	送受話器受け金具				
携 帯 型	保 護 ケ ー ス				
	吊バンド・ベルト				
	マイク・ホルダー				
	充 電 器				

備考：点正常の場合はレ印を異常がある場合は×印で記入し該当がない箇所は斜線をいれる。

別記様式第3号（第22条関係）

通信施設（故障・修理）報告書

報 告 日	年 月 日
報 告 者	⑩
施 設 及 び 機 器 名	
発 生 日 時	
故 障 個 所	
故 障 状 況	
事 後 処 理	
修 理 者	
修 理 内 容	
備 考	

(~2250)